

2017 全国廃校活用セミナー(中国地区) in しまね オフショトルツアー 雲南市現地視察ツアー

～ 地域自主組織の活動拠点としての活用事例を学ぶ ～

日程: 2017年10月26日(木)

※日帰りバスツアー ※添乗員同行 ※集合・解散場所: 入間交流センター

ご旅行代金: 大人お一人様 5,000円(税込・諸経費込)

募集人数: 25名(最少催行人数: 20名(先着順))

視察先: 1) 波多交流センター (旧波多小学校/施設見学&レクチャー)

2) 民谷交流センター (旧民谷分校/施設見学&レクチャー)



波多交流センター<見どころ・学びどころ>

2008年3月に閉校となった旧波多小学校を改修し、地域自主組織の活動拠点として、「波多交流センター」が2010年4月にオープンしました。運営は、「波多コミュニティ協議会」により行われ、高齢者サロン・喫茶デーの開催、高齢者の移動支援に向けた「たすけ愛号」の運行、地域住民総出の「運動会」「夏祭り」等が実施されています。2014年3月、地区で唯一の個人商店が閉店となり、高齢者等の買い物に不便となったことから、同年10月に交流センター内に店舗「はたマーケット」を開店し、運営を行っています。



民谷交流センター<見どころ・学びどころ>

2012年3月に閉校となった旧吉田小学校民谷分校を改修し、地域自主組織の活動拠点として、「民谷交流センター 夢民谷の楽校」が2014年4月にオープンしました。運営は、「民谷地区振興協議会」により行われ、全戸で取り組む「黄色い旗運動」、「夢民谷放課後子ども教室」、地域外の親子や島根大学の学生にも参加してもらう「田植え体験・稲刈りイベント」、地域住民総出の「運動会」「夏祭り」等が実施されています。

※写真はすべてイメージです

【集合】 8 : 30 入間交流センター

【行程表】

入間交流センター 〓〓〓 波多交流センター 〓〓〓 民谷交流センター 〓〓〓 入間交流センター
 08 : 40発 09 : 00着 10 : 15発 10 : 30着 11 : 30発 11 : 50頃着・解散

【注意事項】

- ◆移動にバスを利用します。(利用バス会社：奥出雲観光バス(マイカバス))
- ◆当日は動きやすい服装と履きなれた靴でお越し下さい。
- ◆当日の天候及び交通事情等により、内容や時間が変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。



【本件に関するお問い合わせ先】

(一財) 都市農山漁村交流活性化機構 (まちむら交流きこう)

業務第1部 グリーン・ツーリズムチーム (畠山・清水)
 Tel : 03-4335-1983 (直) Fax : 03-5256-5211
 mail : tabi@kouryu.or.jp URL http://www.kouryu.or.jp
 営業時間：平日 09 : 30~18 : 00 (土・日・祝 休み)
 東京都登録旅行業第2-5925号 (一社) 全国旅行業協会 正会員

ご旅行条件書(抜粋) ※お申込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

この旅行は、(一財)都市農山漁村交流活性化機構 まちむら交流きこう(東京都知事登録旅行業第2-5925号)(以下「当きこう」といいます。)が主催する旅行です。旅行条件下記による他、別途お渡しする旅行契約によります。

■旅行代金に含まれるもの

日程表に明示した、体験費用、宿泊費、(日帰りを除く)、食事代、観光料、サービス料、旅行取扱料金及び消費税等諸税。

■旅行代金に含まれていないもの

前項のほかは旅行代金に含まれておりません。その一部を例示します。規定を超えた分の手荷物料金、自由行動中の諸料金、クリーニング代、電報・電話料、追加食事費など個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料等。

■お申し込みの条件

高齢者、身体障害者、現在健康を害している方についてはその旨お申し出頂き、医師の診断書を提出して頂く場合や介護者の同行を条件とさせて頂くことがあります。

■旅行契約内容及び旅行代金の変更

当社は天災地変、戦乱、運送機関における争議行為、官公署の命令その他の当社の管理できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。利用する運送機関の運賃・料金の改定により代金を変更することがあります。

■当社による旅行契約の解除

お客様の代金不払い、申込条件不適合、病氣、団体行為への支障、旅行の円滑な実施が不可能な時、暴力団員、暴食団準構成員、暴力関係者、暴力企業又は総会屋等その他反社会的勢力があると認められるとき、暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれに準ずる行為を行ったとき、風説を流布し、偽計に用い若しくは威力を用いて信用を毀損し若しくは業務妨害する行為又はこれに準ずる行為を行ったときは、当社は旅行契約を解除することがあります。

■取消料

旅行契約の解除期日		取消料 (お一人)
起算してさかの前日から	1) 21日目にあたる日以前の解除 (日帰り旅行にあっては11日目)	無料
	2) 20日目にあたる日以降の解除 (日帰り旅行にあっては10日目) 【3~6を除く】	旅行代金の20%
	3) 7日目にあたる日以降の解除 【4~6を除く】	旅行代金の30%
	4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5) 旅行開始日の当日の解除 【6を除く】	旅行代金の50%
	6) 旅行開始後の解除 または無連絡不参加	旅行代金の100%

■お客様による旅行契約解除

お客様はいつでも下記の取消料を支払って、旅行契約を解除することができます。なお、「契約解除日」とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出頂いた時を基準とします。

■当社の責任及び免責

当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えた場合は賠償いたします。

ただし、次の場合は責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関の事故若しくは火災、輸送機関の遅延、不通又はこれらが生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、伝染病による遠隔、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

■お客様の責任

当社はおお客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為による当社が損害を被った時はお客様から損害の賠償を申し受けれます。

■特別補償

当社の責任の有無に関わらず、主催旅行契約約款特別補償制度により、お客様が当旅行参加中に、急病かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、所定の保証金及び見舞金を支払います。

■国内旅行損害保険のすすめ

安心して旅行いただくため、お客様自身で保険をかけることをおすすめします。

■旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行の条件は2017年07月31日を基準日としています。旅行代金は2017年07月31日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

■その他

詳しい旅行条件を説明した書面(旅行条件書)をご用意しておりますので事前に確認の上、お申し込みください。

国内旅行取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う旅行会社・営業所での取扱に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく取扱管理者におたずねください。

旅行企画・実施： (一財) 都市農山漁村交流活性化機構 まちむら交流きこう

東京都知事登録旅行業第2-5925号 (一社) 全国旅行業協会正会員

国内旅行業務取扱管理者 花垣紀之・清水啓智

〒101-0042

東京都千代田区神田東松町45番地 神田金子ビル5階

TEL 03-4335-1981 (代)

FAX 03-5256-5211